

第 部

計画打合せ調査報告書

1 . 計画打合せ調査団派遣

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

(1) プロジェクトの要請背景

モロッコ王国（以下、「モロッコ」と記す）は、北部が地中海、西部が大西洋に面し、また南部はサハラ砂漠に面しているため、国際貿易における海運の占める重要性は大きい。モロッコにおける上級船舶職員に対する教育・訓練は、「高等海事学院（ISEM）」において行われている。その監督官庁である同国漁業・海運省は現在、船員に必要とされる資格を規定する国際条約である「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）」批准のために、条約の最低基準を満たす船員教育レベルの確保に努めている。

しかしながら、ISEMが現在保有する、あるいは遂行する教育機材・カリキュラム・指導要領などでは条約の最低基準を満たすには不十分であり、また自助努力にも限界があるのが実情である。かかる状況下、モロッコ政府は1993年8月、我が国に対してISEMにかかわるプロジェクト方式技術協力を要請してきた。これを受けて国際協力事業団は1995年1月に事前調査団を、同年9月に長期調査員を派遣したうえで、1996年1月に実施協議調査団を派遣して1月17日、討議議事録（Record of Discussion：R / D）の署名を取り交わし、同年4月1日から5年間にわたる技術協力が開始された。

(2) 調査団の目的

今般、プロジェクトが開始されて1年が経過したことから、これまでの協力内容を各協力分野について確認するとともに、今後の協力量針を検討する。その具体的方針は以下のとおりである。

- 1) R / Dに記載されている当初活動計画を基に、現在のプロジェクト実施・運営状況を調査、確認し、プロジェクト実施・運営に係る問題点について整理するとともに、プロジェクトチーム及び先方機関との協議を通じて、その調整を図る。
- 2) 現在、大型機材（ディーゼルエンジンプラント）の供与を控えている。本機材の引き取り、据え付け等をスムーズに実施するための計画を立案する。また、本機材の効率的な活用を行うための、設置後の活動計画について協議を行う。
- 3) 本協議結果を双方の合意事項としてミニッツに取りまとめる。

(3) 主要調査項目案

主要調査項目案は以下のとおりである。

- 1) プロジェクトの目的及び内容の確認

- 2) プロジェクトの実施体制の調査、確認（実施運営体制、組織、合同委員会、等）
- 3) プロジェクトの実施計画・1996年度実施状況の調査、確認と今後の実施計画
 - a) 1996年度実施状況の確認（施設、予算、カウンターパート（C / P）配置、資機材整備状況）
 - b) 1996年度実施状況を踏まえたうえでの今後の活動計画見直し
 - c) 1997年度の詳細実施計画（Plan of operation：PO）の策定
 - d) ディーゼルエンジンプラント据え付けに係るスケジュール及び管理組織に関する協議
- 4) 今後の日本側投入の確認
- 5) 今後のモロッコ側投入の調査、確認

1 - 2 調査団の構成

担当	氏名	所属
団長 総括・航海	米原 健一	運輸省航海訓練所研究調査部教授
団員 船員教育	須貝 義信	運輸省海上技術安全局船員部教育課専門官
" 機関	久保 寛	運輸省航海訓練所研究調査部助教授
" 協力企画	中島 啓祐	国際協力事業団社会開発協力部社会開発協力第二課

1 - 3 調査日程

1997年4月6日～18日（13日間）

日順	月 日	曜	移動及び業務	宿泊地
1	4 / 6	日	成田 11:30 発 (JL405) ~ パリ 16:55 着	パ リ
2	7	月	パリ 11:50 発 (AF8780) ~ ラバト 12:40 着 JICA 事務所打合せ	ラバト
3	8	火	在モロッコ日本大使館表敬 漁業・海運省表敬 カサブランカへ移動 ISEM 表敬	カサブランカ
4	9	水	ISEM の視察、協議	カサブランカ
5	10	木	ISEM の視察、協議	カサブランカ
6	11	金	ISEM の視察、協議	カサブランカ
7	12	土	ラバトへ移動 資料整理、団内打合せ	ラバト
8	13	日	資料整理、団内打合せ	ラバト
9	14	月	漁業・海運省及び ISEM との協議	ラバト
10	15	火	ミニッツ署名・交換、外務・協力省へ報告、在モロッコ日本大使館、JICA 事務所へ報告	ラバト

日順	月 日	曜	移動及び業務	宿泊地
11	4 /16	水	ラバト 13 : 40 発 (AF8741) ~ パリ 18 : 25 着	パ リ
12	17	木	パリ 20 : 15 発 (JL406) ~	機内泊
13	18	金	~ 成田 15 : 00 着	

1 - 4 主要面談者

(1) 漁業・海運省

Mohamed RHARBAOUI	船員訓練・職業促進局長
Abdelkabar RAFIKY	船員訓練部長
Ahmed EL KOUHEN	生涯教育部長
Mouiyoine MOUDDEN	船員訓練課長

(2) 高等海事学院 (ISEM)

Miloud LOUKILI	学 長
Abdeleah CHMITI	教務部長
Abdellah BOULASSAFER	事務長
Abdelhak NAGUIB	航海科長
EI Mustapha BOUDDLAL	機関科長

(3) 在モロッコ日本大使館

杉浦 淳	二等書記官
佐藤 英夫	三等書記官

(4) JICA モロッコ事務所

山浦 信幸	所 長
角前 庸道	所 員
Mr. Haddou HROUCH	現地職員

2 . 要 約

- (1) モロッコにおける上級船舶職員の教育・訓練実施機関である高等海事学院 (ISEM) は、1995年に改正された船員に必要な資格を規定する「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW 条約)」批准のため船員教育の整備を図っているが、現在の教育機材・カリキュラム・指導要領等では条約の批准の基準を満たすには不十分であり、かつ自助努力にも限界があることから、我が国に技術協力の要請を行い、1996年4月1日からプロジェクト方式技術協力が開始された。本調査団は協力開始後1年を経過した段階において、これまでの協力活動の進捗状況を確認し、今後の協力について関係機関と協議することを目的に派遣された。
- (2) 本調査団は漁業・海運省及びISEM関係者と、本プロジェクトのR/D及びミニッツの合意事項に基づくこれまでの協力活動について評価を行った結果、プロジェクト開始以来本プロジェクトはほぼ計画どおり、順調に進捗していることを双方が確認した。プロジェクト目標、成果及び活動についても再確認し、今後の期間も双方が目標達成に向けて努力することに合意したほか、協議の合意事項をミニッツ (付属資料1) に取りまとめ、漁業・海運省船員訓練・職業促進局長と米原団長との間で署名を取り交わした。
- (3) モロッコでは国際貿易における海運の占める重要性は高く、今後の海運の発展を促すための委員会を設置し、計画策定を行っている。調査団はモロッコ側から、その進捗状況について報告を受けるとともに、モロッコの海運状況の確認を行った。
- (4) C/Pは現在事務局3名、航海科7名、機関科7名が配置されており、プロジェクトと協力し、精力的に活動していることを確認した。
- (5) 1996年度供与機材のディーゼルエンジンプラントに関しては、当初の現地調達計画が本邦調達に変更された。このため今後の詳細な作業計画を作成するとともに、作業を管理する「作業管理グループ」の編成を双方合意のうえで決定し、ミニッツに記載することとした。
- (6) 調査団とモロッコ側関係者は協議のうえ、1997年度の活動計画及び4年間の暫定実施計画を作成し、双方の努力によって協力予定期間終了までに当初目標を達成することを確認した。
- (7) 調査団の対処方針と調査結果の詳細については、付属資料2を参照されたい。

3 . 暫定実施計画の進捗状況

3 - 1 協力活動

プロジェクト初年度(1996年度)の活動は、カリキュラムの検討と供与機材に係る仕様及びその教育・訓練での活用方法の検討を中心に展開してきた。高等海事学院(ISEM)側とは少なくとも週1回の定例会議を行い、現在の問題点・今後の活動の検討などを行っている。

(1) 航海科

荷役実習シミュレーター(VLCC)の仕様を検討し、当該仕様に基づいて調達手続きを行った(1997年4月に購入予定)。今後、取扱説明書の入手及び実習訓練プログラムの作成等を含めた本機器の運用方法について検討作業を実施する予定である。

また、カリキュラム見直し作業については、改正された「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)」の強制要件とISEMのカリキュラムの比較検討を行っており、1997年6月を目処に取りまとめを終了し、その結果を踏まえて、カリキュラム、指導書及び教科書を改正することになっている。また、施設及び機材の整備計画の立案、商船等の施設を利用した実習訓練の可能性を含め、実習訓練計画の立案を行っている。

(2) 機関科

供与機材の1つであるディーゼルエンジンプラントについて、仕様の検討を行っている。本機器を用いた実習訓練は、改正STCW条約で強制要件とされる多くの訓練を含むため、仕様検討についてはモロッコ側が保有する船舶エンジンの型式の調査や、本機器を用いた実習訓練プログラムの検討などを慎重に行った。この配慮のため、相当な時間と労力を費やすことになった。ディーゼルエンジンプラントについては、仕様を確定し、その仕様を基に本邦で1997年3月に入札、契約を結ぶに至っている。

また、航海科同様カリキュラムの見直し作業を実施中で、作業結果を踏まえて、カリキュラム、指導書及び教科書を改正することになっている。

3 - 2 モロッコ側インプット

(1) 建物、施設等

モロッコ側は、R/Dに基づいて必要な措置を講じており、各長期専門家についてもそれぞれ個室が与えられている。また、初年度中に表-1の機材を整備している。そのほか、練習船「アルモヒット号」の修理も独自予算で実施している。

表 - 1 機材整備状況

項 目			数量
航海科	無 線	Simulater Poseidon GMDSS	3
		DSC-Terminal 付 Radio VHF 実習装置	1
		DCS-Terminal 付 Radio BLU 実習装置	1
機関科	溶接室関係	機械式裁断機	1
	冷凍・空調関係	空調一般サイクルモデル	1
		冷凍施設シミュレーター 工業冷蔵モデル	1 1
共 通	自動制御	デジタルサーボコントロールシミュレーター	1
		周波数表示付 5 MHz ファンクションジェネレーター	2
		20MHz ダブルチャンネルメモリーオシロスコープ	2

(2) 予 算

ISEMの予算については表 - 2 のとおりである。なお、モロッコの会計年度が1996年7月より変更され、7月～翌年6月を1年とするようになっている。

表 - 2 ISEMの予算

項目	年度	1993年	1994年	1995年	1996年	1996～97年
		1月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～6月	7月～6月
恒常予算						
・人件費		663,000	622,100	697,570	349,000	838,100
・備品・機材		5,187,000	6,062,900	5,358,030	2,927,000	6,161,900
投資予算		8,685,634	4,700,000	500,000	900,000	2,100,000
合 計		14,535,634	11,385,000	6,582,600	4,176,000	9,100,000

(単位DH：ディルハム)

換算レート 1997年4月11日現在

(US\$ = 9.4795DH)

(3) C / P 配置状況

R / DではC / Pの配置は、航海及び機関の各分野において最低7名、管理要員は、管理職員、経理職員、秘書（英語、仏語のバイリンガル）、資機材整備職員、運転手、警備員、その他の職員を配置することとなっている。現在、C / Pの見直しが行われ、R / D記載どおり航海科7名、機関科7名が再配置された(表 - 3)。また、管理要員は3名が配置された。なお、1996年秋に教務部長、事務局長が変更になっている。

表 - 3 C / P 配置

	Name
航海科	Abdelhak Nagib Ali Berni Abdelouahed M'had Jamal Barony Khalid Dafir Farouk Aboud Abderrahim Belkad
機関科	El Mustapha Boudlal Tijiani Kharbachi Aziz Niri Mohamed Bechtaoui Tahar Lefhal Khalid Elhad Mohamed Saadallah

3 - 3 日本側インプット

(1) 専門家派遣

表 - 4 に示す 3 名の長期専門家を派遣している。短期専門家派遣の実績はない。

表 - 4 専門家派遣状況

氏名	専門分野	派遣期間
大前 正也	リーダー兼船員教育（航海）	1996年4月1日～1998年3月31日
井上 秀太	業務調整	＼
濱田 直樹	船員教育（機関）	＼

(2) C / P 研修受入れ

表 - 5 に示す 2 名の研修員を受け入れた。

表 - 5 研修員受入れ

氏名	研修分野	研修期間
Mr. J. BARONY	船員教育（機関）	1996年9月2日～10月4日
Mr. A. NIRI	船員教育（機関）	＼

(3) 機材供与及び利用状況

表 - 6 の機材について供与している。

表 - 6 機材供与状況

機材名	調達方法	使用状況・進捗
ディーゼルエンジンプラント	本邦調達	手続き中
荷役実習シミュレーター	現地調達	手続き中
車 両	〃	使用中・良好
パーソナルコンピューター	〃	〃
〃 (ノート)	〃	〃
Fax	〃	〃
複写機	〃	〃

3 - 4 合同委員会の協議事項

本調査団は、1996年末に行われた日本・モロッコ合同委員会の議事録を入手し、同委員会が以下のように機能していることを確認した。

(1) 概 要

1) 開催日：1996年12月11日

2) 場 所：漁業・海運省本省（ラバト）

3) 出席者：漁業・海運省 Mr. Mohamed RHARBAOUI 船員訓練・職業促進局長
 Mr. Abdelkabar RAFIKY 船員訓練部長
 Mr. Mouiyoine MOUDDEN 船員訓練課長
 Mr. El Hamzaoui MOHAMED 船員訓練課長代理
ISEM Mr. Abdellah BOULASSAFER 事務長
 Mr. Abdeleah CHMITI 教務部長
 Mr. Baudot JEAN-PIERRE アドバイザー（前教務部長）
 ほか 教官7名
JICA 事務所 角前 庸道 所 員
 Mr. Haddou HROUCH 現地職員
プロジェクト専門家 3名

(2) 議事内容

1) 専門家チーム着任以来の活動状況報告

日本側の大前プロジェクトチームリーダーから初年度(1996年度)活動及び次年度計画が

報告された。報告書の内容は以下のとおりである。

- ・ 専門家着任並びにプロジェクト基盤整備の実施
- ・ 供与機材の仕様検討の実施
- ・ C / P 研修の実施（ 2 名）
- ・ 機材供与（ 車両及び事務機器）
- ・ STCW 条約を考慮したカリキュラムの検討開始

この説明に対してモロッコ省庁側から、カリキュラム見直しなどのソフト面の活動に遅れがみられるとの指摘があった。この指摘に対する日本側の説明は以下のとおりである。

- ・ 日本側：1996年9月13日開催の合同委員会準備会議でも議論されたとおり、初年度の活動はプロジェクト実施上、初年度機材の重要性が高いため、供与機材調達を最優先課題として位置づける旨、了解済みである。当初より現地調達方針で作業を進めてきたエンジンプラント及び荷役実習シミュレーターに関して、モロッコ代理店の情報提供能力及び姿勢の低さに起因する調達予定機材仕様の是非判断不可能を理由に、仕様の複雑なエンジンプラントは本邦調達となった。この代理店との協議に時間を要し、初年度の活動はほぼ機材関連に終始したが、1997年1月から本格的に教育カリキュラムの見直しに着手し、ソフト面の遅れを取り戻すべく努力した。しかし、航海・機関両科の主要機材の仕様を検討する作業は、必ずしもハード面のみを検討していたわけではなく、ソフト面でも並行して原状把握及び将来計画を見据えて検討を繰り返してきたため、ソフト面に関する活動が皆無であったわけではない。

以上の日本側の説明に対して省庁側は、機材調達が複雑なものであることは考慮するが、STCW条約批准に際してソフト面の改訂も重要であるため、今後、日本・モロッコ双方が全力でソフト面の活動にあたるべく要望し、チーム側も同意した。

また、初年度の活動計画がかなり欲張った内容であったのではないかとの指摘も省庁側から出された。これに対する日本側の説明は以下のとおりである。

- ・ 日本側：年間実行計画は、各項目ごとにブレイクダウンされているが、各項目の活動がオーバーラップするところも多い。したがって、活動項目としては多岐にわたっているようではあるが、実際の活動としては省庁が危惧するほど欲張った内容ではない。並行作業として実施してはいるが、まだ文書上、実績として明文化することが適切ではない項目を含めて、今後、活動計画に沿って業務を推進する。

2) 機材調達

荷役実習シミュレーターに関しては、仕様の検討は完了しており、モロッコの業者に対して見積りを依頼しているところである。省庁側は、公開入札で多くの業者からのオファーを取り付け、選択肢を増やせと指摘したが、日本側は、仕様書調査段階で5社に情報提供及び概算見積りの依頼をしたものの、機材の特殊性からか、回答が得られたのは2社のみであり、それらのオファーしている機材も世界をリードしているメーカー製であるため、作業簡略化の観点からも、当該2社に対して指名競争入札させるのが妥当と考える旨、説明した。

エンジンプラントに関しては、プロジェクトチーム内で日本・モロッコ共同で協議して仕様を取りまとめた。特にエンジンの馬力に関してはJICA実施の他プロジェクトと同等品であれば600馬力程度が予想される。当該機材は1996年11月15日付けで本邦調達に変更され、入札公示は本邦にて実施され、落札業者との契約は1997年3月末までに行われた。当該機材は当初現地調達の予定であったが、本邦調達への変更に関して担当省庁には全く事前連絡がなかった。しかし、ISEM内では学長以下、関係者との協議は行われていた。この件に関する日本側の説明は以下のとおりである。

- ・日本側：当該機材に関して、現地調達方針に沿って現地業者からの情報収集を行ってきたが、現地業者による機材仕様の明確化、価格の提示等に時間がかかり、本邦の調達業務の締切りに間に合わなかったため、ISEM内で協議のうえ、本邦調達に切り替えた。この場合、入札に際して本邦でオファーされた機材の仕様をプロジェクトで審査することは不可能であるが、現在のプロジェクトからの要望仕様を満たすことは保証する。また、ほぼ同等品と考えられるパナマの同種プロジェクトに納入されるプラントに関する資料を入手するので、これにより事前にプラントの概略は理解できる。また本邦では機材仕様書及び検査に関して運輸省の技術面のアドバイスもある。機材の品質に関しては、あらゆる措置がとられ、スペアパーツもメーカー標準の3倍を要求している。

省庁側は本件に関して、現地業者に対して見積りを依頼している段階で入札による審査もなく、省庁に対する相談もなかったため、本邦調達に変更になったことから派生すると予想される諸問題に対しては責任を負わないと断言した。これに対し、日本側は、本件はモロッコの公的機関が機材を購入する場合とは異なり、外国の機関であるJICAがモロッコの代理店を経由して購入しようと手続きを進めていただけであり、モロッコの公的機関の調達規程を遵守する義務はないはずであり、今後、再度規程を調査・確認する旨を述べた(その後の調査の結果、本件は日本側の主張どおりであった)。

3) C / P 日本研修

実施された研修の成果は、2名のC / Pから報告されている。今後、限られた日程を有効に利用するために、研修内容及びプログラムに関する十分な検討を事前に行い、本邦で実施可能な研修と、プロジェクトが希望する研修の内容を確認し、できる限り多くの選択肢の中から適正な研修を調整できるように努力することが、双方で確認された。

4) 1997 年度第 1 四半期プロジェクト活動計画

プロジェクトメンバー及び省庁は、次年度計画に沿って活動計画を確認し、初年度の遅れを取り戻す努力をすることを確認した。

機材供与に関して、次年度機材は基本的に複雑なものではなく、現地調達の手配である。これらは ISEM 内で項目に関して十分に検討済みであり、今後、仕様の詳細検討を行う。供与機材の項目に 2 台目の車両が記載されているが、教育の主軸になる機材との優先順位の検討を十分に行うよう、省庁側は指摘した。

さらに、STCW 条約の要求事項を考慮に入れたカリキュラム改訂作業に、今後、優先的に取り組むべく検討がなされた。現在の予定では、毎週水曜日に ISEM において本件に関する定例会議を開催する予定であり、早急に対応方針を策定する。

5) その他

今回の第 1 回目の合同委員会に際して、ISEM からは、日本人チームとモロッコ人チームより別々の報告書が提出されたが、今後は一本化するように省庁から指摘があった。プロジェクト側からは、重複した報告書ではない旨を説明したうえで、今後は一本化するよう、注意することで合意した。

また、本省への報告体制を明確化することの重要性が討議され、月例でプロジェクト活動報告を ISEM から本省に行うことが確認された。

4 . 今後の活動計画

4 - 1 暫定実施計画と次年度詳細計画

(1) モロッコ側インプット

モロッコの予算年度は1997年7月1日から1998年6月30日までになっており、予算措置についての詳細計画は示されなかったものの、R / Dに記載された措置を行うことを双方で確認した。また、C / Pについては引き続きR / Dにて合意された定員を配置することを確認した。

(2) 日本側インプット

1) 専門家派遣

長期専門家については、現在派遣中の3名が引き続き業務を遂行する予定。短期専門家については表 - 7 に示す6名を予定。

表 - 7 短期専門家派遣予定

No	分野	派遣期間
1	機材据え付けコンサルテーション	4月19日から1か月間
2	機材据え付けコンサルテーション	7月中旬から1か月間
3	船員教育（機関）	10月から2か月（予定）
4	船員教育（救命・防災）	6月から2か月（予定）
5	船員教育（航海）	10月から2か月（予定）
6	機材据え付け工事	3月から3.5か月

2) C / P 研修

1997年度は表 - 8 の2名のC / Pを日本での研修に受け入れる予定である。

表 - 8 C / P 研修予定

名前	分野	期間
Mr. Nagib Abdelhak	船員教育（航海）	1996年8月中旬（本邦研修期間は2週間）
Mr. Boudlal El Mustapha	船員教育（機関）	1996年8月中旬（本邦研修期間は2週間）

3) 機材供与

1997年度は以下の機材について供与する予定である。

- ・制御油圧実習装置
- ・航海科用実習・訓練用機材
- ・機関科用実習・訓練用機材
- ・車両（ミニバス）
- ・専門書籍・ビデオソフト
- ・OHP
- ・パーソナルコンピューター
- ・AV 機器

4 - 2 エンジンプラント据え付け計画

(1) 経緯

経緯を表 - 9 に示す。

表 - 9 エンジンプラント据え付け計画の経緯

時 期		概 要
1995年9月～10月	長期調査	モロッコ側と協議のうえ、エンジンプラントの必要性について合意するとともに、当該機材を調達できる可能性のある業者があることを確認した。
1996年1月	実施協議調査	長期調査で確認した業者から見積りを取り付けた。金額に関しては、本邦調達の実績に比して廉価であることが判明したので、引き続き現地調達の可能性を探ることとなった。合計3社に見積り依頼。
1996年4月	プロジェクト開始	3業者にエンジンプラント基礎資料収集依頼。日本人専門家チームの準備開始。
1996年5月		仕様決定のためのチーム（校内テクニカルコミッティー）設立。テクニカルコミッティーはパナマ航海学校に供与するエンジンプラントの仕様書をたたき台にして、仕様書内容の検討を開始。

時 期		概 要
1996年7月 1996年8月～10月		要望仕様書完成。 入札準備のため、仕様書・各種資料・見積り等、各業者とテクニカルコミッティーの間で連絡をとっていたが、入札に耐えられるような資料は揃わず。
1996年10月		テクニカルコミッティー了解の下で、プラント調達における技術面・時間的制約を勘案し、本邦調達が妥当であると判断。
1996年11月		高等海事学院（ISEM）学長へ現地調達の困難性を説明、本邦調達への切り替えの妥当性を説明。校長は調達方法の切り替えによって生じる工事費の負担についてモロッコ側で対応を検討する旨を回答。JICA本部へ本邦調達の依頼。

（２）モロッコ側の主張

- ・モロッコでの現地調達の困難性、本邦調達の妥当性については理解した（漁業・海運省、ISEM）。
- ・調達計画がどのような事由により、現地調達から本邦調達に変更されたのか、詳しい事情は把握できていない（漁業・海運省）。
- ・本邦で調達されるものがISEM作成の仕様書に完全に即しているのか、現在判断材料がJICAから提示されていないので、不安感がある（漁業・海運省）。
- ・しかしながら、日本の教育教材であるので、高性能で活用範囲の広いエンジンプラントが供与されると信じている（漁業・海運省、ISEM）。
- ・モロッコ側の希望として次の各点がすべてクリアされる機種を強く要望する（漁業・海運省）。

教材として、将来的に活用範囲の広いもの

部品調達が容易にできるもの

教育効果が期待できるもの

管理が容易なもの

- ・モロッコ漁業・海運省としては、据え付け計画が今後スムーズにいくように、予算措置について最大限努力する。そのための必要な情報は、確実に1997年6月までには提示されたい（漁業・海運省）。
- ・据え付け等に関するモロッコ側の責任は100%履行する。しかしながら、次の各点について、明確に提示してほしい（ISEM）。

プラント設置の準備工事に必要なデータ、とりわけ工事入札に必要な詳細データ
据え付け工事の監督責任の所在
プラント据え付け後、当初の性能を発揮する補償及び責任

(3) 日本側の回答

- ・ エンジンプラントの仕様、性能については、ISEM テクニカルコミッティーが作成したものであるため、モロッコ側の意図するものが調達できると考えられる。
- ・ プラント構成機器の詳細については、最終的な図面を作成中である。
- ・ プラント構成機器については、1997年4月19日から派遣予定の短期専門家が十分な資料を提出する予定である。
- ・ 据え付け工事仕様書を作成するために必要なデータについて、モロッコ側が必要とするものは必ず提出するので、プラント納品までにモロッコ側が履行すべき準備工事は完了してもらいたい。
- ・ 据え付け工事に際し、短期専門家を派遣し、工事全般に関する十分な技術的指導を行う。しかし、工事そのものの責任についてはモロッコ側負担と考える。
- ・ 据え付け後、機器が十分な性能を発揮でき、期待される教育効果があげられるよう、プラントの調整・担当教官への技術指導を行う。
- ・ エンジンプラント全般について、日本側として負うべき責任は確実に履行するので信頼してほしい。

(4) まとめ

- ・ エンジンプラント据え付け計画全般について協議を行い、「ディーゼルエンジンプラント設置計画」を取りまとめ、ANNEX としてミニッツの中で合意した。
- ・ エンジンプラント据え付け計画に関し、効率的かつ円滑に実施していくために作業管理グループを編成した。構成メンバーは次のとおりである。

日本人長期専門家（機関）

日本人短期専門家

モロッコ側 C / P

その他必要なメンバー

5 . 実施運営上の問題点

改正「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）」批准状況は事前調査時同様、国王の承認待ちの状態であった。しかしながら、最近モロッコ船籍の船舶が外国の港で安全検査で出港差し止めになったり、モロッコ人船員の外国籍船への雇用が困難になるなど、条約を批准していないことによる問題点が発生してきており、関係者も憂慮していることである。このような現状を背景に、漁業・海運大臣から批准迅速化の要望書が国王に対して提出されている。本プロジェクトは、同国が改正STCW条約を批准することが大前提になるため、今後とも事態の推移に注目していく必要がある。

6 . 調査団所見

モロッコ側との協議において、同プロジェクトはおおむね順調に進んでいることを確認したが、1996年12月に開催された合同委員会では、カリキュラム見直し等のソフト面の技術移転活動が遅れているのではないかと指摘がなされており、調査団の協議のなかでも同様の発言が漁業・海運省から示された。プロジェクトでは、カリキュラム見直しのための改正「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）」と現行カリキュラムの比較検討を開始しているが、その成果についての取りまとめは完了していないため、モロッコ側にプロジェクトの成果が理解されていない面がある。この取りまとめについては速やかに完成し、検討結果に基づく技術移転の展開が期待される場所である。他方、このような指摘を受けることは、モロッコ側の本プロジェクトに対する期待の高さを示していると思われる。

現在の懸案事項であるディーゼルエンジンプラントについては、できるだけ早急に据え付け、船員教育・訓練において活用することが期待されているが、そのためには据え付け工事までのスケジュール管理が重要であり、今般設立した作業管理グループの活動が期待される。

